

# 生活困窮者への自立に向けた支援事業を実施しています。 【就職】・【住居】・【家計管理】【子どもの学習支援】等について、 主に人的にサポートします。

市では、次の①～⑤について、委託事業等にて実施しています。  
お気軽に、まずは、伊勢市生活サポートセンター「あゆみ」へご相談ください。

## ①自立相談支援事業



あなただけの支援プランを作ります。

(自立相談支援機関の支援)

生活に困りごとや不安を抱えている場合は、まずは伊勢市生活サポートセンター「あゆみ」の相談窓口にご相談ください。支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かをあなたと一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

## ②住居確保給付金



家賃相当額を支給します。

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をすることなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

※自立相談支援事業の利用申込み・支援決定を受ける必要があります。

## ③就労準備支援事業



社会、就労への第一歩。

「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方にプログラムによって、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

※自立相談支援事業の利用申込み・支援決定を受ける必要があります。

## ④子どもの学習支援事業



子どもの明るい未来をサポート。

市の学習支援員が、訪問等による相談及び学習環境と習慣の確立や進路情報の提供等の支援を行います。また、教室方式等による学習サポート事業を実施し、子どもの基礎学力を補うための学習支援を行います。

※自立相談支援事業の利用申込みが必要な場合があります。

## ⑤家計相談支援事業



家計の立て直しをアドバイス。

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援します。

※自立相談支援事業の利用申込み・支援決定を受ける必要があります。

★伊勢市社会福祉協議会では、次の事業を実施しています。詳しくは、下記へお問合せください。

- ・生活福祉資金貸付事業
- ・生活困窮者支援緊急食糧提供事業(フードバンク)
- ・緊急時物品等支援事業
- ・生活困窮者就労活動支援事業 等

〔問い合わせ先〕伊勢市社会福祉協議会  
電話 63-5334

※「住居確保給付金の支給」・「就労準備支援事業」については、一定の資産収入に関する要件を満たしている方が対象です。  
※ 各事業のほか、関係機関等と連携し、適切な支援機関にもつなぐ場合があります。

## <相談から支援までの流れ(相談無料・秘密厳守)>

- 1** まず相談  
まずは、伊勢市生活サポートセンター「あゆみ」にご相談ください。
- 2** 状況整理  
ご相談内容について、支援員が生活の状況や課題等を分析していきます。
- 3** 支援計画の作成  
支援員は、あなたと一緒に自立に向けた支援計画を作成します。
- 4** 支援決定・支援提供  
支援計画は関係機関と調整し、市の決定後、支援計画に基づくサービスが提供されます。
- 5** モニタリング  
あなたの状態や支援の提供状況を支援員が定期的に確認し、必要なときは、再検討を行います。
- 6** 真に安定した生活へ。  
困り事が解決されると支援は終了しますが、生活が安定しているか、一定期間、支援員によるフォローアップがなされます。